［規程 27］

通勤手当加算申請書

申請に当たって、以下の確認事項をお読みください。

【通勤手当の加算等について】
環境保全や職員駐車場のスペース確保の観点から、徒歩・自転車で通勤する場合、職員からの申請により支給します。
ただし、住居から当センターへ徒歩・自転車だけで通勤している人が対象で、公共交通機関利用者で、バス停や駅などへ徒歩・自転車を利用している人は対象外です。

【加算等の額】
徒 歩 の 場 合：3,000 円を支給します。（０メートルを除く。）
自転車の場合：3,000 円＋通勤手当（２キロメートル以上）を支給します。

【注意事項】
・雨天時や夜勤時に自動車を使用することは禁止します。（※南棟建設工事に伴い駐車場の縮小が見込まれるため）
・随時通勤状況を確認しますので、自動車を使用していることが判明した場合は、加算等の額の支給を停止します。
・通勤状況に変更が生じた場合は、すみやかに総務課人事労務担当へ申し出てください。

地方独立行政法人
岐阜県総合医療センター　理事長　様

以上を了承の上、通勤手当の加算等を申請します。

申 請 日：　　年　　月　　日

所 属 名：岐阜県総合医療センター　　職　　名：

職員番号：　　氏　　名：　　印